

性暴力防止啓発CM制作・広報業務委託プロポーザル審査要領

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

性暴力防止啓発CM制作・広報業務委託プロポーザル審査会

(2) 構成人数

審査委員の数は5名とする。

2 審査概要

(1) 対象業務

性暴力防止啓発CM制作・広報業務委託

(2) 評価方法

提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答により審査を行う。

(3) 評価基準

ア 各審査委員が、以下の表の審査項目について評価採点し、その点数を合計することにより提案者の得点を算出、最も得点の高い者を最優秀提案者として選定する。

イ 審査委員5名の合計点が同点であった場合は、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の協議により決定するものとする。

ウ 評価項目及び配点（100点満点）

(ア) ①～⑤の評価点は、評価項目の評価の視点ごとに各5点満点で評価し係数を乗じた点数とし、評価基準は次のとおりとする。

5：非常に優れている 4：優れている 3：標準的である 2：劣る 1：非常に劣る

(イ) ⑥の評価点は、次のとおりとする。

あり：-5点 なし：0点

評価項目 (配点)	評価の視点	係数
①基本理解 (5点)	・ 事業目的を理解しているか	× 1
②業務の実施体制 (5点)	・ 円滑に運営できる人員配置が可能であるか	× 1
③企画提案内容 (40点)	・ 動画の企画内容が仕様書と整合がとれているか ※仕様書の企画テーマをそれぞれ評価して合算	× 8
④広報計画 (40点)	・ SNS等を活用して効果的に広報できる内容か	× 8
⑤類似業務の実績 (10点)	・ 同種業務の企画運営の実績は十分あるか	× 2
⑥個人情報の漏洩等の有無	・ 過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか	